

◎ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（免許状）

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種別
- 四 無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。）
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間
- 八 識別信号
- 九 電波の型式及び周波数
- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間

3 基幹放送局の免許状には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前項各号（基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項
- 二 放送区域
- 三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては放送事項、認定基幹放送事業者（放送法第二条第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称

（無線局に関する情報の公表等）

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

- 2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。
- 3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(電波の利用状況の調査等)

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下この条において「利用状況調査」という。）を行うものとする。

- 2 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
- 3 総務大臣は、利用状況調査を行つたとき、及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。
- 4 総務大臣は、第二項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
- 5 総務大臣は、利用状況調査及び前項に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(国等に対する適用除外)

第一百四条 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）については第百三条の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。

- 2 この法律を国に適用する場合において「免許」又は「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

※ 第百三条（手数料の徴収）及び次章の規定（罰則）

◎ 電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) (抄)

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項(法第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)(以下「免許状記載事項等」という。)のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

一 免許等の番号

二 免許人等の個人の氏名(法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。)及び免許人等の住所

二の二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名(法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。)

三 識別信号(通信の相手方に記載されているものを含む。)のうちの呼出名称

2 前項の規定にかかわらず、移動する無線局以外の無線局の無線設備の設置場所は、都道府県名及び市区町村名を公表する。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が一GHz以上のものについては、五〇〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇〇MHz以上一GHz未満の端数があるときはこれを一GHzに切り上げて公表し、当該無線局に指定されている周波数が一GHz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一 新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社が開設する無線局であつて、取材又は報道に必要とする無線通信を行うことを目的とするもの

二 基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの(次条第十六号に該当するものを除く。)

三 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う者であつて、放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第一項及び第二項の届出をした者が、当該放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの、エリア放送の業務を行う者が開設するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が五〇〇MHz以下のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定により鉄道事業の許可を受けた者が開設する無線局であつて、鉄道用の客車及び貨車の安全かつ円滑な運行を確保することを目的とするもの

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定により特許を受けた軌道経営者が開設する無線局であつて、軌道用の客車及び貨車の安全かつ円滑な運行を確保することを目的とするもの

三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条第一項の規定により電気事業の許可を受けた者又は同法第十六条の二第一項の規定により特定規模電気事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定により一般ガス事業の許可を受けた者、同法第三十七条の二の規定により簡易ガス事業の許可を受けた者又は同法第三十七条の七の二第一項の規定によりガス導管事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

五 電気通信業務を行う無線局であつて、前各号に規定する者の、それぞれ当該各号に規定する目的の遂行に必要な電気通信役務を提供するためのもの

（免許状記載事項等を公表しない無線局）

第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるもの（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）とする。

一 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

三 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

- 四 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第三条に規定する外務省の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 五 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項に規定する海上保安庁の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 六 国及び地方公共団体相互間において消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第一条に規定する任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 七 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づく水防事務又は道路事務の用に供するもの
- 八 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法その他の法令に基づき防災上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 九 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、別表第二号の二で定めるもの
- 十 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第九条（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの
- 十一 一般社団法人又は一般財団法人が開設する無線局であつて、警察官署又は消防官署に対し犯罪又は火災の発生等人命及び財産の応急を通報し、その救援を受けるための無線通信を行うことを目的とするもの
- 十二 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第三十五条に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第三十六条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第二十条に規定する第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者が開設する無線局であつて、現金、有価証券その他これに類するものを運送する業務の用に供するもの
- 十三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第三項に規定する警備業者が開設する無線局であつて、警備業務の用に供するもの
- 十四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設によつて航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 十五 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二の規定により、航空機の製造又は修理事業について、経済産業大臣の許可を受けた者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行を図るために開設するもの

十六 人工衛星、宇宙物体又はロケットの位置及び姿勢を制御するための無線通信を行うことを目的とするもの

十七 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局

十八 前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が免許状記載事項等を公表することが適当でないことを認めるもの

別表第二号の二 免許状記載事項等を公表しない無線局（第11条の2第9号関係）

- 1 衆議院及び参議院の各事務局が、国会法（昭和22年法律第79号）第28条第1項に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 2 総務省が、総務省設置法（平成11年法律第91号）第3条第1項に規定する電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 3 法務省が、法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第12号から第12号の3まで及び第32号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 4 公安調査庁が、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 5 財務省が、財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第25号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 6 国税庁が、財務省設置法第19条に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 7 厚生労働省が、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第4条第1項第19号、第32号及び第46号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 8 農林水産省が、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第4条第20号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 9 国又は地方公共団体が、漁業の指導監督（試験、調査及び練習を含む。）に関する業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

◎ 電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）（抄）

（利用状況調査に係る周波数帯）

第三条 総務大臣は、おおむね三年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

- 一 七一四MHz以下のもの
- 二 七一四MHzを超え三・四GHz以下のもの
- 三 三・四GHzを超えるもの

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。

- 一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯
- 二 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下のもの

第四条 利用状況調査は、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごと及び法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に記載されている割り当てることが可能である周波数の範囲（以下「割当可能周波数帯」という。）ごとに行うものとする。ただし、電波の有効利用の程度の評価を効果的に行うため必要があると認められるときは、この限りでない。

（利用状況調査の調査事項等）

第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 免許人の数
- 二 無線局の数
- 三 無線局の目的及び用途
- 四 無線設備の使用技術
- 五 無線局の具体的な使用実態
- 六 他の電気通信手段への代替可能性
- 七 電波を有効利用するための計画
- 八 使用周波数の移行計画

2 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項 法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
 - 二 前項第五号から第八号までに掲げる事項 法第二十六条の二第五項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集
- 3 登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、登録人の数及び登録局の数とし、その調査は、第二項第一号に定める方法により行うものとする。
 - 4 免許及び登録を要しない無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、別表の一の欄に掲げる区別ごとに同表の二の欄に定めるとおりとする。
 - 5 別表の二の欄に規定する事項を調査する方法は、同欄に掲げる事項ごとに同表の三の欄に定めるとおりとする。
 - 6 総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、自ら行う電波の発射状況の調査結果を活用することができる。

(臨時の利用状況調査)

- 第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項の期間の間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- 2 前項の利用状況調査を行うときは、対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を当該調査を開始する日の一月以上前に告示するものとする。

(利用状況調査及び評価の結果の概要の作成及び公表)

- 第七条 法第二十六条の二第三項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。
- 一 周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して国民に分かりやすいものとするよう適切な周波数帯等ごとに取りまとめること。
 - 二 利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第三項に定める事項については平均値を算定することその他適切な方法によって処理すること。
 - 三 前号において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に配慮すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、第三条第二項各号に掲げる周波数帯に係る利用状況調査及び評価の結果の概要は、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。
 - 3 前二項の規定に基づき作成した利用状況調査及び評価の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。
 - 一 総務省総合通信基盤局
 - 二 総合通信局

(法第二十六条の二第四項に規定する調査の方法)

第八条 法第二十六条の二第四項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 調査期間
- 二 調査の対象となる無線局及びその無線局に割り当てられている周波数
- 三 無線設備の取得価格及び取得時期その他の調査事項
- 四 調査方法
- 五 その他調査を実施するために必要な事項

◎ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（電波法の適用除外）

第百十二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百四条の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許、登録及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、適用しない。

- 2 防衛大臣は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、その使用する周波数について、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 3 自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、前項に規定する周波数の使用に関し、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため、総務大臣が定めるところに従うものとする。
- 4 防衛大臣は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に関し必要な基準を定めなければならない。

- ◎ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百八号）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊がその用に供する無線局については、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の定めるところによる。